

令和4年度 コミュニティ助成事業 (自主防災組織育成助成事業)を募集します

図防災課(西有家庁舎) ☎73-6622

コミュニティ助成事業とは、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくりなどに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に、財団法人 自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行っているものです。申請を希望される団体は、申請書を提出してください。

- **事業内容**
一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織またはその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備などの整備に関する事業
※建築物、消耗品(食料品や消火器など)は対象外
- **要件**
事業実施主体は市が認める自主防災組織
- **助成金**
30万円~200万円
- **団体の要件**
①申請時点で、事業実施主体が設立されていること
②規約が提出できること
③令和3年度の事業計画および予算書が提出できること
※助成申請は、事業実施主体1団体あたり1件に限ります。
- ☑申請を検討される団体は、事前に防災課へご相談ください。
- ☑ **10月29日(金)**

ごみの減量化にご協力ください

図環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644

ごみの処理には莫大なお金がかかっています。市民一人ひとりのひと手間とこころがけで、大きな負担(お金、時間、労力)を少なくすることができます。

- **食品ロスについて**
「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられた食べ物のことで、日本全体では643万トンあり、このうち約半数は家庭から出されています。食べ物を無駄なく消費することは、環境だけではなく家計にもプラスとなりますので「もったいない」を意識して、家庭でできることから取り組みを始めましょう。
- ① **買いすぎない**
買い物の前には食品の在庫を確認し、必要なものだけを買きましょう。
- ② **作りすぎない**
料理は食べられる量だけ作るようにしましょう。残ったものは冷凍保存やほかの料理にアレンジして食べきるようにしましょう。
- ③ **「消費期限」(食べても安全な期限)と「賞味期限」(おいしく食べられる期限)の違いを理解しましょう。**
- **生ごみを減量しよう!**
①「水きり」でごみを減量しよう。
水分を含む生ごみを「ギュッとひと絞り」するだけでごみの減量につながります。
- ② **生ごみ処理機器の購入補助をします**
残った生ごみはたい肥にするなどリサイクルしましょう。市では、生ごみ処理機器を購入する世帯に購入費の一部を補助しています。
- **電気式生ごみ処理機**
・購入額の2分の1(100円未満切捨て)
・限度額…20,000円
・1世帯…1台まで
- **生ごみ処理容器(コンポスト・EMバケツ)**
・購入額の2分の1(100円未満切捨て)
・限度額…3,000円
・1世帯…2個まで
- ※そのほか補助要件などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

私もデジタル化!皆さんのスマホライフをサポートします!

図商工振興課(西有家庁舎) ☎73-6633

スマホサポート相談会

「これからスマホに買い替えたい」、「利用料金がもう少し安くないか」などスマホに関する疑問を解消するための相談会を実施します。そのほか、MINAコインについての相談も受け付けます。

☎ **10月14日(木)・17日(日)**

午前10時~午後5時
☒ **口之津ショッピングセンター サンピア**
☒ **料無料**



※ご利用の携帯電話会社は問わず受け付けますが、内容によっては対応できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
※開催時間内は予約なく受付可能ですが、事前予約されるとスムーズにご案内できます。
※料金の相談の場合は、利用明細などの利用状況が分かるものを持参してください。

● **主催**…ドコモショップ有家店 ● **協力**…(株)ミナサポ/南島原市

● **申込先**…ドコモショップ有家店 ☎0120-865-503 ※ **申込受付時間**
午前10時~午後7時(土日祝日も可)

大規模な土地取引には届出が必要です

図都市計画課(有家庁舎) ☎73-6677

一定面積以上の土地取引(売買など)には、国土利用計画法により届出が義務付けられています。また、10月は土地月間、10月1日は「土地の日」です。豊かな郷土を未来へ引き継いでいくため、土地の有効利用について考えましょう。

●届出が必要な土地取引面積

①市街化区域	2,000㎡以上
②上記以外の都市計画区域	5,000㎡以上
③都市計画区域以外の区域	10,000㎡以上

※複数の土地取引においては、合計面積で該当となる場合もあります。

●届出の手続き

届出者	土地の権利取得者(売買の場合は買主)
届出期限	契約締結日(予約を含む)から2週間以内。ただし、2週間後が土日祝日、年末年始などはその翌日まで
届出窓口	都市計画課(有家庁舎)

※届出の詳細についてはお問い合わせください。